

平成26年12月25日

## 主文

本件再審査請求を棄却する。

## 理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、障害基礎年金の支給を停止した処分の取消しを求めるということである。

### 第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、軽度精神遅滞(以下「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、障害等級2級の障害基礎年金の支給を受けていた。
- 2 厚生労働大臣は、国民年金法(以下「国年法」という。)施行規則第36条の4第1項の規定による障害の現状に関する診断書として提出されたa病院b科・A医師作成の平成○年○月○日現症に係る同年○月○日付診断書(以下「現状診断書」という。)を診査した結果、請求人の当該傷病による障害の状態は、厚生年金保険法施行令別表第1に定める3級の程度に該当し、国年法施行令(以下「国年令」という。)別表に定める程度に該当しなくなったとして、同年○月○日付で、請求人に対し、同月から障害基礎年金の支給を停止する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服とし、○○厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

### 第3 問題点

- 1 障害基礎年金は、受給権者が国年令別表に定める程度(障害等級1級又は2級)の障害の状態に該当しなくなったときは、その障害の状態に該当しない間、その支給を停止されることとなっている。
- 2 本件の問題点は、現状診断書の現症日当時における請求人の当該傷病による障

害の状態(以下、これを「本件障害の状態」という。)が、国年令別表に定める程度に該当しないと認められるかどうかである。

## 第4 事実の認定及び判断

- 1 現状診断書によれば、本件障害の状態等に関して、次の記載のあることが認められる。

「略」

- 2 前記認定の事実に基づき、本件の問題点を検討し、判断する。

- (1) 国年令別表は、障害等級2級の障害基礎年金が支給される障害の状態を定めているが、請求人の当該傷病による障害にかかわると認められるものとしては、「精神の障害であつて、前各号と同程度(注：日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度)以上と認められる程度のもの」(16号)が掲げられている。

そして、国年法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」(以下「認定基準」という。)が定められているが、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度として、当審査会もこの認定基準に依拠するのが相当であると考えられるのである。

認定基準の第2「障害認定に当たっての基本的事項」の「1 障害の程度」によれば、上記の「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度のもので、例えば、家庭内の極めて温和な活動(軽食作り、下着程度の洗濯等)はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけない

もの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものである、とされている。

認定基準の第3第1章第8節／精神の障害によれば、精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものを2級に該当するものと認定するとされ、精神の障害は、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」、「気分（感情）障害」、「症状性を含む器質性精神障害」、「てんかん」、「知的障害」、「発達障害」に区分するとされている。そして、知的障害とは、知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に持続的な支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるものをいい、知的障害による障害で、障害等級2級に相当すると認められるものを一部例示するとし、「知的障害があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの」が掲げられ、知的障害の認定に当たっては、知能指数のみに着眼することなく、日常生活のさまざまな場面における援助の必要度を勘案して総合的に判断し、知的障害とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合（加重）認定の取扱いを行わず、諸症状を総合的に判断して認定するとされ、日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮のうえ、社会的な適応性の程度によって判断するよう努め、就労支援施設や小規模作業所などに参加する者に限らず、雇用契約により一

般就労をしている者であっても、援助や配慮のもとで労働に従事しているので、労働に従事していることをもって、直ちに日常生活能力が向上したものと捉えず、現に労働に従事している者については、その療養状況を考慮するとともに、仕事の種類、内容、就労状況、仕事場で受けている援助の内容、他の従業員との意思疎通の状況等を十分確認したうえで日常生活能力を判断することとされている。

(2) 前記1で認定した事実によれば、本件障害の状態は、前回の診断書の記載時との比較は変化なしとされ、軽度の知的障害、発達障害関連症状（相互的な社会関係の質的障害、言語コミュニケーションの障害、限定した常同的で反復的な関心と行動）が認められ、その具体的な程度、症状として、IQ62の軽度知的障害及び自閉症で、自閉症による社会生活上の支障が多く、日常生活では様々な場面でこだわりを認め、身辺の整容、入浴、清掃などは形式的で不十分で、穴のあいた靴下を平気ではいている一方で、衣服のわずかな汚れを気にして洗濯するなど偏りが多く、金銭面では簡単な計算は可だが、収支の理解や金銭の価値判断は不可で、銀行引き出しを施設で代行するが、千円札を何枚、10円玉を何個引き出すなどこだわりがあり、対人面では他人の話聞くことができず、興味あることを一方的に喋ってしまい、文章や言葉の理解も非常に悪く、視覚的にお手本を示さないと理解できず、就労は運送会社の倉庫作業で、指示された荷物を決まった場所に運ぶ一定の作業しかできず、日によって荷物の位置が変わるなど些細な変更であってもパターンが変わると理解できず、パニック様になるとされ、日常生活状況は、「〇〇寮」に入所し同居者はあるが、コミュニケーションが一方的で会話が成立せず、相手かまわず興味のある事を喋り、相手の話がわかったふりをす

るとされ、現時時の日常生活活動能力及び労働能力は、日常生活は食事、清潔、金銭管理など、すべて単独では管理できず、常に指導を要し、労働は指示された単純作業に限定され、能力はきわめて低いとされ、日常生活能力の判定は、適切な食事、金銭管理と買い物、通院と服薬（不要）、他人との意思伝達及び対人関係、身の安全保持及び危機対応、社会性は助言や指導をしてもできない若しくは行わないとされているものの、身の清潔保持は自発的かつ適正に行うことはできないが助言や指導があればできるとされ、日常生活能力の程度は(4)で、現時時において、障害者雇用であるが、一般企業に7年以上勤続し、倉庫内の荷物を移動する作業に週に5日間就労している。そして、請求人の勤務先の営業課長の供述(再審査請求代理人作成の「勤務先聴取申立書」)及び被保険者記録照会回答票(資格画面)によると、請求人は、平成〇年〇月〇日から同一事業所(運送会社)において厚生年金保険の被保険者資格を保有してフルタイムで勤務し、倉庫内で受託荷物を届け先の市町村別、配達指定日等により仕分けて、指定された場所に移動する仕事に従事しているが、上司に対する返事も指示された「はい」ではなく、「うん」と言って改善を指導されても変わらず、忙しい仕分けと片付けの両方を要領よくすることができず、配達指定日を間違えるなどの仕分けミスがたまにあり、上司からの仕分けミスについて指摘されても黙っており、言われた仕事以外は何もせず、手が空いても、次の仕事を待っているだけで何もしない状態であって、昼休み時間は同僚と交流することもなくテレビを見ているだけであり、勤務時間が終了すると、仕事の途中でも帰ろうとするなどしており、向上心はないとされている。職場からは、考えるような仕事は指示されず、職場の勤務時間はシフト制では

あるが、請求人に対しては、混乱しないように、朝から夕方までの定時の勤務としてもらっている状況にある。勤怠状況はよく、遅刻や欠勤もなく、真面目で体力があり、現在の仕事に適性があり、挨拶がきちんとできていることが良い点として評価されていることが認められる。したがって、このような状態を上記(1)で示した認定基準に照らして総合勘案するならば、それは、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度に至っているとはいえないし、知的障害で2級に相当すると認められる例示にも該当しない。

- (3) 以上によれば、本件障害の状態は、国年令別表に掲げる2級の程度に該当しないとするのが相当であり、もとよりこれより重い1級にも該当しないから、原処分は妥当であって、これを取り消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。